

役員及び評議員の報酬支給基準

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人堺ひかり会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（役員及び評議員の報酬）

第3条 理事及び監事、評議員に次により報酬を支払うことができる。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

	理事長・理事	監事	評議員
報酬（年額）	10,000 円	10,000 円	5,000 円

（報酬の支払方法）

第4条 前条で定める報酬の支払について、理事及び監事には10月以降の理事会で支払いをし、評議員には5月以降の評議員会で支払いをする。理事会、評議員会で支払いができなかった場合は、理事、監事及び評議員に直接支払い、または振込による支払いのいずれかで支払いをする。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

旅 費	宿 泊 費	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	10,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

第7条 役員及び評議員が退任した場合、退職金は支給しない。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より施行する。

この基準は、令和2年4月1日より施行する。